

答申第 1106 号

諮問第 1768 号

件名：特定の法人の未払い賃金の金額等が記載された文書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県代表監査委員（以下「代表監査委員」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 5 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、代表監査委員が令和 5 年 5 月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、公益財団法人 A（以下「A 法人」という。）の審査請求人に対する未払い賃金等の金額が記載された文書及び未払い賃金等を計上する会計手続が法令及び公益認定基準を遵守して適切に行われたことを証明する文書の開示を求めるものと解される。

したがって、本件請求対象文書は、平成 25 監査年度（対象：平成 23 年度）以前に作成又は取得した A 法人に関する監査調書及び監査報告書等の文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 愛知県監査委員が行う監査の一つに、財政的援助団体等監査がある。

当該監査を実施するに当たり、通常、監査の対象となった団体からは監査実施前に監査調書（団体の事業計画、決算書、参考となる資料等）を取得しており、監査実施後は監査報告書を作成している。

イ 財政的援助団体等監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施している。監査対象となるのは、①普通地

方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償その他財政的援助を与えているもの、②普通地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人など、③普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、④普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託の受託者、⑤普通地方公共団体が公の施設の管理を行わせているもののいずれかに当てはまる団体である。

ウ A 法人は、平成 23 年度において、前記イ①から④までの財政的援助、出資、借入金の支払保証又は信託を受けておらず、また、前記イ⑤の管理を行っておらず、イのいずれにも該当しないため、財政的援助団体等監査の対象ではない。よって、愛知県監査委員が平成 25 監査年度（対象：平成 23 年度）以前に A 法人に対して監査を行ったことはないため、本件請求対象文書は存在しない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書における審査請求の趣旨及び理由には、「本決定は正義に反しており、その不正義を糺すため」と記載しているが、その意味するところが不明であったため、令和 5 年 9 月 5 日付けで審査請求人宛て相当の期間を設けて審査請求書に対する釈明要求を行ったところ、期間内に審査請求人から回答がなかったため、審査請求書における審査請求の趣旨及び理由を、「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に不服がある」と解した。

その上で、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は前述のとおりである。

(4) 結論

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不存在による不開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、別記に掲げる本件請求対象文書は、A 法人に関する監査調書及び監査報告書等の文書であると解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、A 法人は、愛知県から地方自治法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助、出資、借入金の支払保証及び信託を受けておらず、また、愛知県の公の施設の管理を行っておらず、財政的援助団体等監査の対象ではないことから、A 法人に対し

て監査を行っていないため、本件請求対象文書は存在しないとのことである。

このこと及び地方自治法第 199 条第 7 項の規定からすれば、A 法人は財政的援助団体等ではなく、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成 24 年 3 月 30 日に公益財団法人 A を 1 万 6 千円余りを横領したとの罪で懲戒免職された B に対する

1. 「未払い賃金」の金額、それから生じた利子利息、運用益等の、各会計年度ごとの金額、それらの金額が記載/記録された文書、それらに割り当てた勘定科目等、それらの会計処理が法令に遵守して行われたことを証明する文書

2. 「未払い出張旅費」の金額、それから生じた利子利息、運用益等の、各会計年度ごとの金額、それらの金額が記載/記録された文書、それらに割り当てた勘定科目等、それらの会計処理が法令に遵守して行われたことを証明する文書

3. 「未払い退職金」の金額、それから生じた利子利息、運用益等の、各会計年度ごとの金額、それらの金額が記載/記録された文書、それらに割り当てた勘定科目等、それらの会計処理が法令に遵守して行われたことを証明する文書

平成 24 年 3 月 30 日に公益財団法人 A を 1 万 6 千円余りを横領したとの罪で懲戒免職された B に対する「未払い賃金」、「未払い出張旅費」、「未払い退職金」及びそれから生じた利子利息、運用益等について、毎会計年度ごとに、それらの会計処理が全て「公益認定基準に全て合致」していると愛知県知事が同法人にお墨付き等を与えた全文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 0 . 3 1	諮問 (弁明書の写しを添付)
5 . 1 2 . 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 3 . 2 1 (第 682 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 4 . 1 7 (第 683 回審査会)	審議
6 . 5 . 2 8	答申